

安全衛生社内規則

労働安全衛生関係法令は遵守すべき最低限の定めである。したがって建設業労働災害防止協会の定めた建設業労働災害防止規程並びに(株)傳刀組統合マネジメントシステムを遵守するとともに本規則を設け、更に労働災害防止の徹底を図る。

- 1、高さ2 m以上の足場等の手すりは、90～110 cmの高さに設置する。
- 2、開口部や作業床端の手すりも前項1と同様の措置をすること。なお、ピット等の開口部には荷重に耐え、且つずれ防止を施した蓋等の墜落防止措置をすること。また、開口部には深さを明示した「開口部注意」表示をすることとし、作業の都合により一時的にこの開口部養生を取り外す場合は、安全ネット等にて墜落防止、飛来落下防止措置を講ずること。
- 3、作業の都合により開口部や作業床端等に手すり、囲い、覆い等の墜落・転落防止措置及び飛来落下防止措置の設置が困難なときは開口部等の端、法肩、通路路肩から1 m以上の距離を取り、トラロープ等による立入禁止措置及び注意表示をすること。それ以外の場合には、関係法令に規定されている措置を講ずること。
- 4、高さ2 m以上の脚立を作業所に持ち込むことを禁止する。また、脚立・ウマ等を立て掛けるなどして、昇降設備代わりに使用すること及び足場の上、開口部の端、作業床の端での使用を禁止する。
- 5、脚立足場・ウマ足場の足場板の長さが3 mを超える場合は3点支持とする。また、ウマを脚立の代用として使用すること等の単独使用を禁止する。
- 6、足場板のたわみが5 cmを超える時はスパンを短くするか、足場板を二枚重ねにするなどの措置をすること。
- 7、はしごの突き出しは60～1500 cm程度とすること。
- 8、昇降設備の踏み栈はステップ式を奨励する。
- 9、親綱の取り付けは2点以上に留め、垂直方式の親綱は作業員より下部の適正な位置に滑り止めの結び目等を設けること。
- 10、50歳以上の者が高所作業（高さ1.5 m以上）に出来る限り従事しない様、特段の配慮をすること。
- 11、非絶縁タイプの電動機械器具は3芯コードなどで確実にアースすること。

- 1 2、運搬等の人力作業は作業員の体調等を考慮の上、安全な負荷とすること。標準の負荷基準は連続作業で当該労働者の体重の概ね40%以下、断続作業で40kg以下の負荷とすること。
- 1 3、溶接溶断作業場及びその周辺に保護具の着用なく立ち入ることを禁止する。また、同作業により発生する有害光線・ヒューム・ガス及び火花等による災害防止に留意し、必要な場合には適切な範囲で溶接溶断作業員以外の立入を制限すること。
- 1 4、破碎・切断・吹き付け等による作業で、コンクリート等の破片の飛散や埃が発生する場所に保護具の着用なく立ち入ることを制限する。
- 1 5、作業所内での車輛駐車は、平坦地であっても輪止めをすること。
- 1 6、作業所においては、事務所・休憩所・トイレ以外の場所では屋内外を問わず、保護帽を着用すること。なお、作業の都合により保護帽の着用ができないときは作業所長の許可を得ること。
- 1 7、作業中は、長袖・長ズボン等を着用し、肌の露出を出来る限り少なくすること。
- 1 8、分煙措置を徹底し喫煙場所以外での喫煙を禁止する。なお、作業所内において分煙措置がとれない場合には作業所全域を禁煙とする。また、車輛内においても非喫煙者が同乗している場合には喫煙を禁止する。
- 1 9、作業員等が使用する通路の高さは、通路面から1.8m以上とすること。なお、当該高さの確保ができないとき、または高さ1.8m以内に障害物が有る場合は、当該物に緩衝材を設け、注意表示をすること。
- 2 0、屋外では屋内用電工ドラム及び屋内用延長電気コードは使用できないので、屋外作業現場には当該器具の持込を禁止する。
- 2 1、足場、作業構台、型枠支保工、土止め支保工は組立図を作成し、それにより組み立てること。また設置する場所の見やすい位置に同組立図を掲示すること。
- 2 3、移動式クレーンの安全装置は常時有効とし、カギは作業所長（現場事務所）に預け、解除が必要な時は作業所長の許可を得ること。
- 2 4、玉掛けワイヤーロープの点検色を次の表の通り統一する。

月	1・5・9	2・6・10	3・7・11	4・8・12
点検色	緑	黄	赤	白

25、法令で定められているもの以外の掲示・表示は次の表の通りとする。

種 別	設 置 場 所	寸法等
施工サイクル表	工事関係者が見やすい場所	規定なし
玉掛けワイヤーロープ点検色	工事関係者が見やすい場所	規定なし
建設業災害防止協会 加入事業所	工事関係者が見やすい場所	規定なし
a 日報（当日に記入したもの）	工事関係者が見やすい場所	A4判
リスクアセスメント報告書	工事関係者が見やすい場所	規定なし
工事安全衛生計画書	工事関係者が見やすい場所	規定なし
開口部注意	現場内 該当箇所	寸法規定なし 深さも明示
喫煙所	分煙措置された喫煙場所	規定なし
避難通路	避難用通路入り口等	規定なし
避難場所	当該箇所の見やすい場所	規定なし
持込許可証または検査済証	検査を受け持込を許可された 機械等	規定なし
安全旗	工事関係者及び公衆の見やす い場所	縦 910mm 横 1270mm
社旗	工事関係者及び公衆の見やす い場所	縦 910mm 横 1300mm
消火器	消火器設置位置の上部で床か らの高さ 1.3m～1.5m 程度 の見やすい場所	規定なし
産業廃棄物処理フロー	工事関係者及び公衆の見やす い場所	規定なし
取り扱い責任者	分電盤、火気取り扱い場所等 その直近の見やすい場所	規定なし

付 則

平成29年1月7日 制定

作成者 管理責任者

承認者 社長